

# 加古川市使用料・手数料の 適正化に関するガイドライン

平成30年7月  
企画部



## 1. 策定の趣旨

本市では、人口減少や少子高齢社会の中でも、質の高いサービスを持続的に提供していくための基本方針として、平成27年3月に「加古川市行政改革大綱」を策定しました。そして、この「大綱」に基づき、平成28年3月に「加古川市行政改革実行プラン」を策定し、各取組を進めていくこととしています。

その中で「使用料・手数料の見直し」を掲げており、市民等が利用する施設などについて、公平性の担保と持続的なサービスの提供を目的に、サービスの提供に要する経費を精査し、適正な受益者負担を求めるとともに、減免制度の見直しを図るため、「加古川市使用料・手数料の適正化に関するガイドライン」を作成するものです。

## 2. 基本的な考え方

使用料・手数料の見直しに当たっては、次の3点を基本的な考え方とします。

### (1) 受益者負担の原則

使用料は、公の施設等の利用者（受益者）からその利用の対価として負担いただくものであり、手数料は、各種証明や許認可など特定の者に提供する行政サービスに対し、利用者（受益者）からその役務に必要な経費として負担いただくものです。受益者の立場からは、安価であるほど良いものではありますが、受益者の負担で経費を賄えない場合は、公の施設等の維持管理経費や役務に必要な経費は、公費（税金）で賄われることとなり、市民全体の負担となります。

このため、受益者とそれ以外の者との「負担の公平性」を確保するため、受益者に応分の負担を求める「受益者負担の原則」を徹底します。

### (2) 算定方法の明確化

市民が納得する受益者負担を求めるため、使用料・手数料の算定の積算根拠を明確にし、原価や負担割合等の基本的な考え方を整理することとします。

### (3) 減免基準の統一化

現在の減免は、施設やサービスによって基準が異なっており、公平性・公正性を確保する観点からも、できる限り共通した対応となるよう「基準の統一化」を図ります。統一化に当たっては、例えば、受益者負担割合を50%としている場合は、既に半額を公費負担していることや、減免は「受益者負担の原則」の例外として、市の政策的な理由に基づいて限定期・特例的に行うこと等に留意する必要があります。

### 3. 見直しの対象

原則としてすべての行政サービスにおける施設使用料・手数料を見直しの対象とし、現在、使用料・手数料を徴収していない行政サービスについても、受益者負担の必要性を考慮したうえで、その適正化を図ることとします。

ただし、法令等により料金や算定方法が定められているものは、対象外とします。

（例：図書館、市営住宅、保育園等）

なお、見直しにあたっては、サービスの提供に要する経費を十分に精査し、受益者に負担を求めるについて理解を得ることができるように、丁寧な対応に努めてください。

### 4. 使用料

#### （1） 使用料の算定に用いる経費

使用料の算定に当たっては、次の経費を用いることとします。

なお、原則として前年度決算額によることとしますが、平年の決算額との乖離が大きい場合は、前々年度の決算額や過去の平均値等によることができますとします。

項目	範囲
人件費	本市職員の平均人件費（給料・手当・共済費など含む）により算出
物件費	<ul style="list-style-type: none"><li>・賃金（臨時職員賃金等）</li><li>・需用費（消耗品費、光熱水費、修繕料など）</li><li>・役務費（通信運搬費、手数料など）</li><li>・委託料（施設の維持管理に係る委託料など）</li><li>・使用料及び賃借料（複写機使用料など）</li><li>・その他受益者が負担すべきと考えられる経費</li></ul>
減価償却費	固定資産台帳等より算出

#### （2） 算定方法

##### ① 基本式

原則として、次の基本式により算定します。

$$\boxed{\text{使用料}} = \boxed{\text{使用料原価}} \times \boxed{\text{受益者負担割合}}$$

##### ② 使用料原価

###### （ア）会議室など、一定の区画を貸切で使用するような施設

$$\boxed{\text{使用料原価}} = (\boxed{\text{人件費}} + \boxed{\text{物件費}} + \boxed{\text{減価償却費}}) \times \frac{\boxed{\text{対象面積(※)}}}{\boxed{\text{施設全体面積}}} \times \frac{\boxed{\text{単位時間数}}}{\boxed{\text{年間使用可能時間数}}}$$

※対象面積：当該区画部分の面積と共用部分に係る当該区画相当分の面積の合計。

(イ) プールなど、一定の区画を不特定多数の個人が同時使用するような施設

$$\text{使用料原価} = \frac{\text{人件費} + \text{物件費} + \text{減価償却費}}{\text{年間施設利用者数}}$$

### ③ 受益者負担割合

行政サービスには、全ての市民の日常生活に必要であり、市場原理（民間）による提供がされにくいものから、特定の市民が利益を享受し、民間においても類似サービスが存在するものまで多岐に渡っています。そのため、それぞれのサービスの特性に応じて、受益者と市の負担割合を設定する必要があります。

本市においては、次の2つの視点により4つの区分に分類することとします。

#### ○ 視点1：必需性（公的必要性）

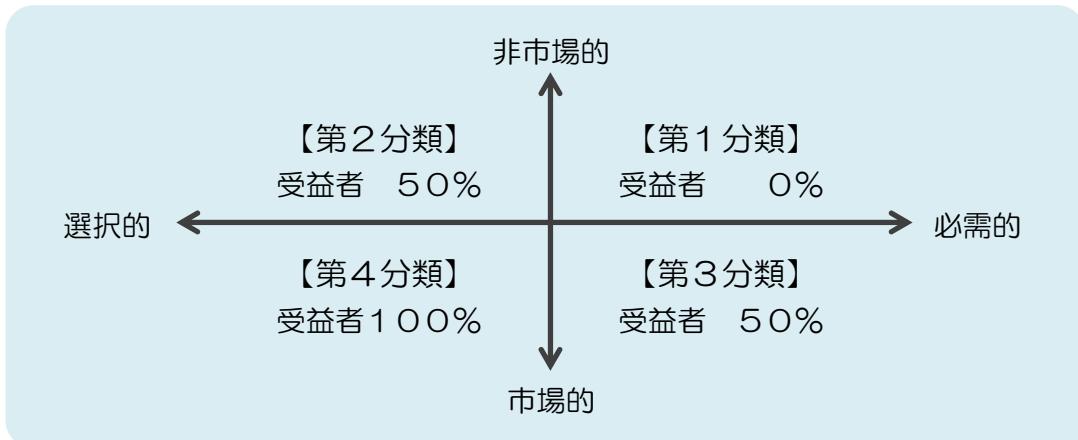
- ・必需的サービス …日常生活を送る上で多くの市民が必要とするサービス
- ・選択的サービス …より快適性を求めるなど、人により必要性が異なるサービス

#### ○ 視点2：市場性（収益可能性）

- ・市場的サービス …民間でも供給されており、行政と民間が競合するサービス
- ・非市場的サービス…民間では提供されにくく、主として行政が提供するサービス

#### ○ 受益者負担割合4区分

	負担割合	公共性	市場性	サービスの性質
第1分類	公費 100% 受益者 0%	必需的	非市場的	多くの市民が必要とし、行政が提供するサービス
第2分類	公費 50% 受益者 50%	選択的	非市場的	人により必要性が異なり、民間にはあまりないサービス
第3分類	公費 50% 受益者 50%	必需的	市場的	多くの市民が必要とし、民間にあるサービス
第4分類	公費 0% 受益者 100%	選択的	市場的	人により必要性が異なり、民間にあるサービス



#### ④ 類似サービスとの均衡

民間や近隣自治体における類似サービスに係る料金と著しく差が生じ、利用者の激減や民業圧迫などの影響が懸念される場合は、個別の事情を勘案して設定料金を調整することができることとします。

#### ⑤ 激変緩和措置

市民生活への影響を考慮し、見直しによる急激な負担の増加が生じる場合は、段階的に見直す等の緩和措置を取ることができることとします。

### (3) その他

#### ① 使用料の単位

使用料の単位は、原則として100円単位とします。(100円未満四捨五入)

#### ② 特性に応じた使用料の設定

施設やサービスの特性により、時間帯、曜日、年齢、用途等に応じた使用料を設定することができることとします。

#### ③ 市外使用料の設定

市外の個人又は団体の使用料について、市民又は市内の団体と異なる使用料を設定することができることとします。

#### ④ 空調・照明等加算の設定

空調・照明等に要する経費は料金原価に含まれており、また、季節や時間を問わず快適に使用できる状態は当然に保たれるべきであるため、空調・照明等の使用に係る加算は原則として設定しないこととします。ただし、大規模ホールやグラウンド等、空調・照明等の使用により生じる経費の差が大きい場合は、加算を行うことができることとします。

#### ⑤ 営利加算(※)の設定

営利目的で使用する場合の使用料は、原則として通常の2倍とします。ただし、施設の性質等から、営利目的での使用拡大を抑制する目的等により、更なる加算を行うことができることとします。

#### ※営利の判断基準

下記を原則とし、物品販売や参加費等を通じて収益を上げることだけでなく、その行為が特定人の経済活動に結び付くかどうかで判断します。

法人、団体、個人を問わず、以下に該当する利用は営利目的とみなします。

- i ) 商品販売会、商品説明会、社員研修会、企業説明会、試験会場等、企業活動を目的とするもの
- ii ) 演奏会、鑑賞会、教室等で、実費相当を超える入場料・会費等を徴収するもの

- iii) 団体への加入、勧誘を目的とするもの
- iv) その他金銭的な利益を得ようとする又はそれに繋がるもの

#### ⑥ 利用料金制導入施設

利用料金制を導入し、指定管理者により管理運営を実施している施設についても、本ガイドラインに基づき利用料金の見直しを実施することとし、条例で定める範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めることとします。

なお、指定期間の途中であっても原則として見直しを実施し、見直しに伴う利用料金収入の増減収分及び指定管理料の算定については、指定管理者と協議の上、定めることとします。

### 5. 手数料

#### (1) 手数料の算定に用いる経費

手数料の算定に当たっては、次の経費を用いることとします。

なお、原則として前年度決算額によることとしますが、平年の決算額との乖離が大きい場合は、前々年度の決算額や過去の平均値等によることとします。

項目	範囲
人件費	本市職員の平均人件費（給料・手当・共済費など含む）により算出
物件費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・賃金（臨時職員賃金等）</li> <li>・需用費（消耗品費、光熱水費など）</li> <li>・役務費（通信運搬費、手数料など）</li> <li>・委託料（委託料など）</li> <li>・使用料及び賃借料（複写機使用料など）</li> <li>・その他受益者が負担すべきと考えられる経費</li> </ul>

#### (2) 算定方法

##### ① 基本式

原則として、次の基本式により算定します。

$$\boxed{\text{手数料}} = \boxed{\text{手数料原価}} \times \boxed{\text{受益者負担割合}}$$

② 手数料原価

$$\text{手数料原価} = \boxed{\text{1分あたりの人工費}} \times \boxed{\text{処理時間(分)}} + \frac{\boxed{\text{物件費}}}{\boxed{\text{年間処理件数}}}$$

(ア) 1分あたりの人工費（1円未満切捨て）

$$\boxed{\text{平均人工費}} \div \boxed{\text{出勤日数}} \div \boxed{\text{実労働時間}} \div 60\text{分}$$

(イ) 処理時間

原則として、当該手数料事務ごとに処理時間を積算します。

ただし、証明書の交付等の類似事務については、標準処理時間を1件あたり5分とします。

③ 受益者負担割合

手数料は、各種証明や許認可などのように、特定の者に提供する行政サービスに対して、その役務に必要な費用を徴収するものであることから、受益者負担割合は原則として100%とします。

④ 他自治体の料金との均衡

他自治体における料金と著しく差が生じる場合は、個別の事情を勘案して設定料金を調整することができます。

⑤ 激変緩和措置

見直しによる急激な負担の増加が生じる場合は、段階的に見直す等の緩和措置を取ることができます。

(3) その他

① 手数料の単位

手数料の単位は、原則として100円単位とします。（100円未満四捨五入）

## 6. 減免

料金の減免措置は、受益者負担の原則の例外として、限定的・特例的に行わなければなりません。対象の拡大的な運用や、受益者の大半が減免されている場合などは、料金設定の意義が失われ、受益者負担の原則から逸脱することになることから、各施設の特性に配慮しつつ、基準を定めて行うこととします。

### (1) 使用料の減免基準

使用者・使用目的等による区分	減免率
本市（教育委員会、附属機関等含む）が、主催する事業に使用する場合	100%
本市（教育委員会、附属機関等含む）が、共催する事業に使用する場合	50%
当該施設の（指定）管理者が、管理業務又は事業計画に基づく事業実施のために使用する場合	100%
公共的団体（※）が、当該施設の設置目的に応じた事業であつて、公益に資すると認められるものに使用する場合	50%以内

#### ※ 公共的団体

農業協同組合、森林組合、商工会等の産業経済団体、社会福祉協議会、青年団、婦人会等の文化事業団体など、公共的な活動を営むものは全て含まれ、公法人でも私法人でもよく、また法人でなくてもよいとされています。（行政実例 昭和24.1.13 昭和34.12.16）

- ・設置について市町村の意思が関与（補助）しているもの  
例：町内会連合会 など
- ・市町村の区域を持って設置する旨の法的根拠があるもの  
例：社会福祉協議会、商工会議所 など
- ・市町村の事業に大きく関与しているもの  
例：観光協会、体育協会、文化団体 など

### (2) 手数料の減免基準

対象	用途等	減免率
国、地方公共団体その他公共団体及び本市（附属機関等含む）	公用又は公共用に使用	100%
生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定により保護を受けている者	申請者が左記に該当する場合	100%

### （3）基準の共通化が困難な場合

基準の共通化が困難な場合は、「負担の公平性」「施設の設置目的と受益者の関係」等を十分考慮したうえで、基準を定めることとします。

## 7. 見直しのサイクル

受益と負担の公平性と運営改善努力の継続のため、原則として5年ごとに料金原価の算定を行い、必要に応じて使用料・手数料を見直すこととします。ただし、消費税率の改正や施設の大規模改修など、料金原価の変動が生じた場合は、適宜見直すこととします。